東京都立深沢高等学校管理運営規程

10 深沢高第 1077 号
平成 10 年 12 月 22 日
校　長　決　定

第１　目的
　この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立深沢高等学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第２　事案決定
　本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第３　校長
　校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第４　副校長
１　副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
２　副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第５　主幹教諭
１　主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
２　主幹教諭は、担当する校務について、所属職員を監督する。

第６　指導教諭
　指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第７　主任教諭及び主任養護教諭
　主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。
１　校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
２　指導・監督層である主幹教諭の補佐
３　同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第８　経営企画室長
　経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第９　校務分掌組織
　校務に関する分掌組織は、次の通りである。
１　部
教務部、生徒指導部、進路指導部、総務部及び研究開発部を置く。
教務部　　授業に関すること。教育課程の編成及び実施、教科書及び教材の取扱い等、教務に関すること。入学に関すること。ICTに関すること。S1、S2等の個人情報の適正な管理、成績システムに係る管理、研修の管理、教育実習等

生徒指導部　生徒の学校生活に関すること。生活指導、生徒会活動の指導、特別活動・部活動、学校行事等、生徒指導に関すること。生徒の安全・防災に関すること。保健衛生、厚生、美化計画に関すること。

進路指導部　進路指導全般に関すること。総合的な探究の時間及び体験活動の企画運営、実施学年への指導助言、道徳教育の企画運営に関すること。

総務部　生徒募集に関すること。学校ホームページの作成・管理、庶務・教室等物品・施設に関すること。儀式的行事に関すること。学校運営連絡協議会、学校評価アンケート（含授業評価アンケート）に関すること。

研究開発部　改編に伴う新たな教育課程及び指定事業の進行管理、教職員研修等に関すること。全分掌の調整に関すること。

2　学年

第１学年、第２学年及び第３学年を置く。

3　教科

（１）国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭及び情報を置く。

（２）国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭及び情報に教科主任を置く。

4　企画調整会議

5　職員会議

6　教科会

教科主任を置く教科に教科会を置く。

7　委員会　【　　】内は委員会の主体となる分掌等

教育課程検討委員会　教育課程の編成及び実施に関すること　【教】【研】

教科主任委員会　教科に関すること　【教】

教科書選定委員会　教科書の調査研究、使用教科書の選定に関すること　【教】

入学者選抜選考委員会　推薦及び学力検査による入学者選抜の実施要項の作成、入学候補者の選考、原案作成等に関すること　【教】

防災教育推進委員会　防災・安全計画の立案、訓練及び実施に関すること
安全学習及び安全指導の指導方針等の策定（①生活安全②交通安全、③災害安全）、安全教育の総括、学校危機管理マニュアルの改訂・周知・校内研修の企画実施　【生】

学校保健委員会　学校保健計画の立案及び実施等に関すること　【生】
学校保健員会内に食物アレルギー委員会を置くこととする。

生徒支援委員会　特別支援教育を始め、必要な生徒に適切な支援の実施に関すること　【生】

いじめ対策委員会　いじめ等の対応に関すること　【生】

図書館運営委員会　図書館の管理運営に関すること　【教】【司】

学校開放事業運営員会　体育施設、学習・文化施設の地域への開放、公開講座等の企画立案及び運営に関すること　【企】

業者選定委員会　学校行事等の業者選定に関すること　【企】

安全衛生委員会　教職員の安全及び健康の確保と快適な職場環境の整備に関すること　【管】

8　学校運営連絡協議会

東京都立深沢高等学校学校運営連絡協議会設置要綱のとおりとする。

9　部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生徒指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

10　情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、ＩＣＴリーダーの所

掌とする。

11　その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織をおくことができる。

第 10　経営企画室組織

経営企画室の事務は 、経営、 庶務 、経理及び 施設 その他の 事務とする。

第 11　企画調整会議

1　目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2　構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任、各学年主任、各部学年の副主任経営企画室長、その他校長が必要と認めた者とする。

3　開催

定例会は、原則として毎週一回開催する。

4　招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5　その他、必要な事項は、校長が定める。

第 12　職員連絡会

1　目的

職員連絡会は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

（1）　校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

（2）　校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。

（3）　校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2　構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3　開催

定例会は、原則として月二回開催する。

4　招集

副校長が招集し、その運営を管理する。

5　司会

副校長が選任する。

6　記録

副校長が記録者を選任する。記録者は、連絡会の要旨を会議録として取りまとめ、連絡会終了後、直ちに会議録を校長に提出し、連絡会の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

7　運営

（1）　報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。

（2）　校長の意思決定に資するため、職員連絡会において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第 13　教科会

1　目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度

の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

2　所掌事項

（１）　教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること

（２）　「年間授業計画」に関すること

（３）　各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること

（４）　授業の進度や指導内容の確認に関すること

（５）　定期考査及び学習評価に関すること

（６）　教科書選定に関すること

（７）　教務部との連絡・調整に関すること

（８）　組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること

（９）　教科指導力の向上に必要なOJTに関すること

3　構成員

同一教科の全ての常勤の教員とする。

4　開催

定例会は、月1回開催する。

年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時（年１回）、定期考査前（年５回）成績評定前（年３回）、OJT関係実施時期（年３回）に開催し、各学期開始前までに開催日を決定する。

その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

5　招集

教科会は、教科主任が招集する。

教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第 14 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。

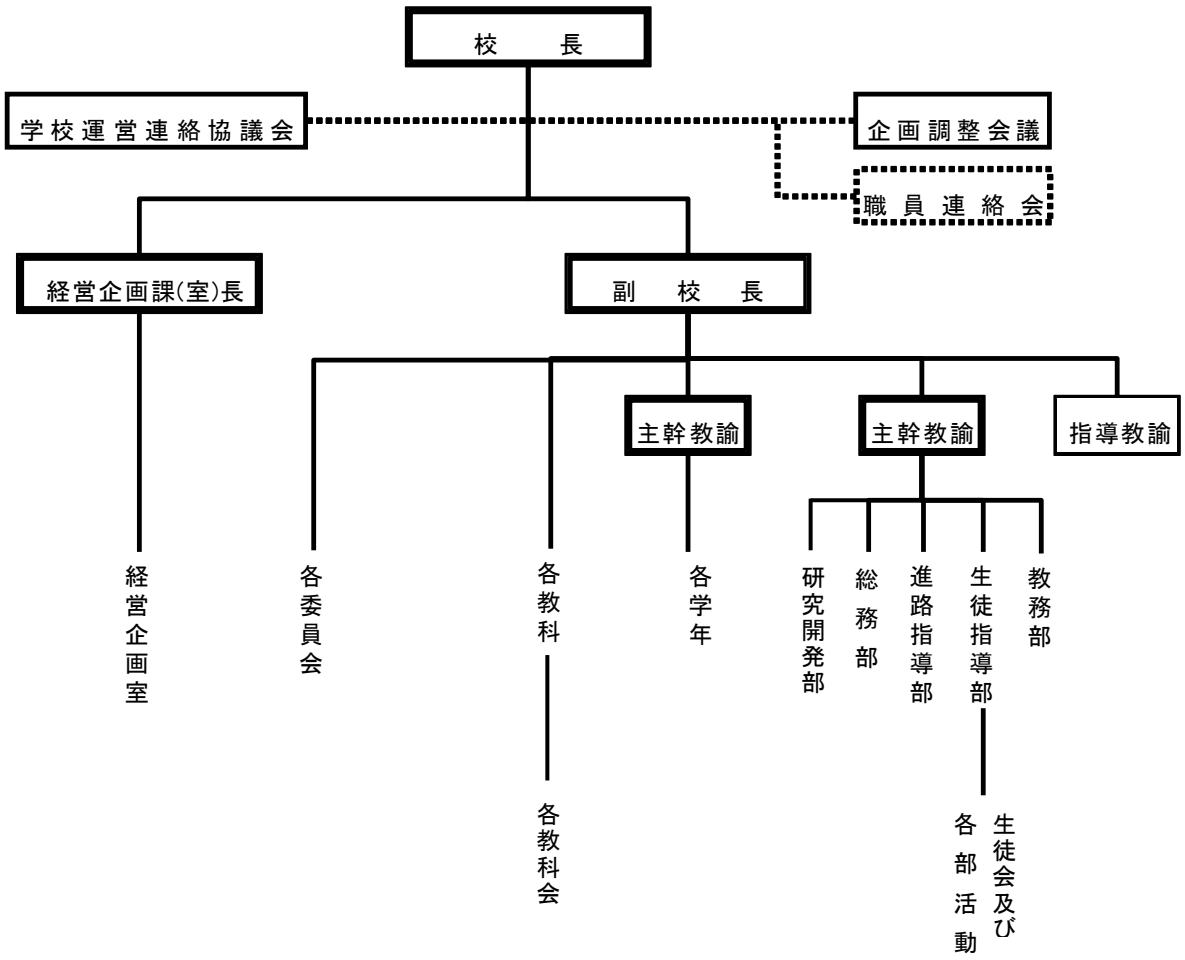

第 15　人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第 16　予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第 17　校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第 18　情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附則

この規程は、平成１１年１月１日から施行する。
この規程は、平成１３年６月２８日から施行する。
この規程は、平成１４年６月２８日から施行する。
この規程は、平成１５年４月１日から施行する。
この規程は、平成１６年５月１日から施行する。
この規程は、平成１８年４月１日から施行する。
この規程は、平成１９年４月１日から施行する。
この規程は、平成２０年４月１日から施行する。
この規程は、平成２１年４月１日から施行する。
この規程は、平成２２年４月１日から施行する。
この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。
この規程は、平成２３年４月１日から施行する。
この規程は、平成２４年４月１日から施行する。
この規程は、平成２５年４月１日から施行する。
この規程は、平成２６年４月１日から施行する。
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
この規程は、令和２年４月１日から施行する。
この規程は、令和３年４月１日から施行する。
この規程は、令和４年４月１日から施行する。
この規定は、令和５年４月１日から施行する。
この規定は、令和６年４月１日から施行する。
この規定は、令和７年４月１日から施行する。